

会議録（１）

会議の名称	平成30年度 第1回飯能市男女共同参画審議会
開催日時	平成30年6月1日（金） 開会 午前10時00分 閉会 午前11時30分
開催場所	市役所本庁舎 第1・第2委員会室
議長氏名	小平 陽一
出席委員	小平 陽一、荒井 淳次、市村 美由紀、加藤 巳佐子、金子 富佐子、 草地 未紀、西澤 眞佐恵、マージラム 知恵、森井 健一
欠席委員	浅沼 健一
説明者の職氏名	市民生活部長 坂本 実 地域活動支援課長 清水 直子 男女共同参画・国際担当 紫藤 悦子 男女共同参画・国際担当 岡田 紀子 男女共同参画・国際担当 阿部 言美
傍聴者の数	1名
会議次第	別紙のとおり
配布資料	別紙のとおり
事務局職員職氏名	市民生活部長 坂本 実 地域活動支援課長 清水 直子 男女共同参画・国際担当 紫藤 悦子 男女共同参画・国際担当 岡田 紀子 男女共同参画・国際担当 阿部 言美

会議録（２）

議事録の概要（経過）・決定事項

- (1) 会長及び職務代理者の選任について
委員の互選により、会長を選出した。また、会長が職務代理者を指名した。
会長は小平陽一委員、職務代理者は加藤巳佐子委員に決定した。
- (2) 第４次飯能市男女共同参画プラン 平成２９年度事業実績について
事務局から資料１-１、１-２について説明をした後、審議を行った。
- (3) 第５次飯能市男女共同参画プラン 平成３０年度事業計画について
事務局から資料２について説明をした後、審議を行った。
- (4) その他 飯能市人権教育推進協議会委員の推薦について
事務局から人権教育推進協議会委員の推薦について説明し、小平陽一委員に決定した。

会議録（3）

発 言 者	発 言 内 容
課長	<p>本日は、平成30年度第1回飯能市男女共同参画審議会にお忙しいところ御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>私は本日の進行を務めさせていただきます市民生活部地域活動支援課長の清水と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議ですが、1時間30分を予定しております。11時30分には閉会したいと考えておりますので、皆様の御協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、まず資料の確認をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">＜資料確認＞</p> <p>ここで定足数の御報告をいたします。本日は浅沼委員が御欠席のため、9名の委員に御出席をいただいております。よって、飯能市男女共同参画推進条例第19条第2項の規定により、本会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。</p> <p>それではただいまから、平成30年度第1回飯能市男女共同参画審議会を開会します。</p> <p>まず、委嘱状の交付をさせていただきます。皆様には今年度から2年間の任期で委員としてお願いすることになりました。本日は、市長が別の公務と重なり不在のため、市長に代わりまして市民生活部長から委嘱状を交付させていただきます。</p>
部長	<p>＜委嘱状交付＞</p>
課長	<p>それでは続きまして、開会にあたり、市民生活部長から御挨拶を申し上げます。</p>
部長	<p>＜部長挨拶＞</p>
課長	<p>続きまして、次第3、自己紹介です。</p> <p>荒井委員から名簿順にお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">＜委員自己紹介＞</p>

課長	<p>次に、今年度、男女共同参画審議会を担当する職員を紹介させていただきます。</p> <p><職員自己紹介></p>
課長	<p>委員の皆様には、飯能市の男女共同参画の推進に関する重要事項につきまして、調査、審議をしていただくこととなりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。議事進行につきましては、飯能市男女共同参画推進条例第19条に、「審議会は会長が会議の議長になる。」と定められておりますが、会長及び職務代理者の選任までは私が議事進行を務めさせていただきますようお願いいたします。</p> <p><異議なし></p>
課長	<p>それでは、会長及び会長職務代理者の選任についてですが、飯能市男女共同参画推進条例第18条第1項に「審議会に会長を置き、委員の互選により定める。」とございます。どなたか御推薦いただけるようでしたら、御発言をお願いいたします。</p>
委員	<p>小平委員を会長に推薦します。</p>
課長	<p>ただいま、小平委員を会長に推す意見をいただきました。皆様、いかがでしょうか。</p> <p><異議なし></p>
課長	<p>それでは、小平委員、会長をお引き受けいただけますでしょうか。</p>
委員	<p>はい。お引き受けいたします。</p> <p><小平会長 席の移動></p>
課長	<p>ありがとうございます。続きまして、会長職務代理者ですが、飯能市男女共同参画推進条例第18条第3項に「会長が事故あるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。」と定められております。小平会長から、会長職務代理者の指名をお願いしたいと思います。</p>

会長	<p>これまでの御経験などもありますので、加藤委員にお願いしたいと思います。</p>
課長	<p>ただいま、小平会長が加藤委員を会長職務代理者に指名されました。加藤委員、会長職務代理者をお引き受けいただけますでしょうか。</p>
委員	<p>はい。お引き受けいたします。</p> <p><加藤会長職務代理 席の移動></p>
課長	<p>ここで、小平会長、加藤会長職務代理から御挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p><小平会長、加藤会長職務代理 挨拶></p>
課長	<p>ありがとうございました。本日の会議は、飯能市審議会の会議の公開に関する指針に基づき、原則公開とさせていただいております。本日は、1名の方が傍聴を希望されております。傍聴を認めるかどうか、皆様にお諮りしたいと思います。それでは会長お願いいたします。</p>
会長	<p>委員の皆様にお諮りいたします。傍聴を許可してよろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p>
会長	<p>反対の方がいらっしゃいませんので、傍聴を許可したいと思います。</p> <p><傍聴者入室></p>
課長	<p>それでは、次第の4、議事に入ります。</p> <p>飯能市男女共同参画推進条例第19条第1項により、「審議会は、会長が招集し会議の議長となる。」と定められていますので、小平会長に議事の進行をお願いいたします。</p>
議長	<p>これより議長を務めさせていただきます。</p> <p>議事の(1)第4次男女共同参画プラン 平成29年度事業実績について審議いたします。事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<資料に基づき事務局が説明>
議長	ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はありますでしょうか。
委員	それぞれの項目において、A評価、B評価などは何に基づいてどのように判断しているのでしょうか。男女共同参画をテーマとした内容、かつ実施できたらA評価にするなどの機械的な割り振りでしょうか。
事務局	評価については、担当課の主観となります。計画の取組内容に合致し、男女共同参画の視点が入っていればA評価となっています。
委員	評価は担当課に任せるとしても、それぞれの取組内容に男女共同参画の視点があるという客観的なチェックリストのようなものはあるのでしょうか。
事務局	チェックリストはありません。それぞれの部署において、男女共同参画の推進をテーマに掲げて報告を受けていますが、各課の取組が男女共同参画の意識や環境づくりに浸透していくという目的までを含めると、一概に男女共同参画の取組と言えない場合もあると思います。ですが、担当課で取組内容と参加人数などについて、80%以上の成果が出たと判断したものはA評価としている状況です。
委員	浸透というお答えがありましたが、その浸透がとても重要だと思います。第5次の事業を実施する際には、男女共同参画の意識や環境づくりが浸透していく度合をどのように評価するかということを考えていけたら良いのではないかと思います。
事務局	御指摘の通り、効果の評価方法と具体的な数値指標が表せるような目標設定の方法を検討していきたいと思います。
議長	資料1-2について、飯能市女性相談の状況を見ると、男性からの相談も少し増えているということですが、「女性相談」と銘打ってあるため、男性は相談しにくいのではないかと思います。広報などでは、男性も相談できる旨を周知しているのですか。
事務局	地域活動支援課は、「飯能市女性相談」と「飯能市配偶者暴力相談支

	<p>援センター」の両方の側面を兼ね備えております。「飯能市配偶者暴力相談支援センター」は男性の相談も受け付けることが可能だということをお案内しています。</p> <p>また、男性の相談者は直接地域活動支援課の窓口に来られるばかりではなく、他課を経由して案内されることも多いです。</p> <p>今後につきましては、内容がDVであれば男性も当課で相談できるという広報も必要だと思いますので検討いたします。</p>
議長	<p>飯能市にはセクハラ防止委員会のようなセクハラの相談を受ける組織はありますか。</p>
事務局	<p>そのような組織はございませんが、セクハラの相談は職員課の人事担当が担当しています。</p>
議長	<p>職員課ですと相談に行きにくいということが考えられると思います。</p>
事務局	<p>職員課の見解を確認したいと思います。</p>
議長	<p>他に御意見はございますか。</p>
委員	<p>広報の媒体として、ホームページや広報はんのうの記載があり、ツイッターも利用していると思いますが、インスタグラムやフェイスブックは利用していますか。</p>
事務局	<p>フェイスブックはございますが、SNSでの情報発信を実施したことがありませんでした。今後検討したいと思います。</p>
委員	<p>DVなどの若い方への啓発が必要な内容は、インスタグラムなどのプッシュ型の広報が有効だと思います。</p>
事務局	<p>御意見ありがとうございます。飯能アプリというものもありますので、事業の周知に活用したいと思います。</p>
議長	<p>他に御意見、御質問はありますか。</p> <p>それでは、議事（1）第4次男女共同参画プラン 平成29年度事業実績について、以上でよろしいでしょうか。</p>

議長	<p><異議なし></p> <p>続きまして、議事（２）第５次飯能市男女共同参画プラン 平成３０年度事業計画について、審議いたします。</p> <p>事務局に説明を求めます。</p>
議長	<p><資料に基づき、事務局が説明></p> <p>ただいま、事務局から説明がありましたが、御質問や御意見はございますか。</p>
委員	<p>Ｐ２８、<新規>と記載されている事業は、新規の事業ということでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>ここに<新規>と記載している項目については、第４次プランでは数値目標として掲げていなかった項目です。</p> <p>また、第４次プランで数値目標として掲げていたけれど、数値目標として適正でなかった項目については、削除しています。事業自体はこれまで実施していた内容を継続しています。</p>
委員	<p>Ｐ２０、事業番号４５の「男性の家事・育児・介護等への参画に向けた啓発事業の実施」は、行政センターによって取組内容に差があるように感じました。この取組内容については、行政センターとの話し合いの中で決定したのでしょうか。</p>
事務局	<p>これは、各地区行政センターが独自で計画を立てた後に、４月に報告を依頼したものです。御指摘の通り、男性の視点が入っていなかったり、センターにより取組内容に温度差が感じられたりするところがあると思います。計画の段階で、地域活動支援課からのアプローチが足りなかったと感じていますので、今後、そのようなことがないように計画前のアプローチを実施していきます。</p>
委員	<p>以前の審議会において、女性の積極的な登用には、事業所のオーナーや管理職向けの啓発が必要だという話が出ていたと思います。今回の計画には、それに関連する取組はありますか。</p>
事務局	<p>Ｐ２３、事業番号５３「働き方改革を目指す事業所に対する支援や情</p>

	<p>報提供」が該当します。市が単独で事業者のオーナー向け事業を実施することは難しいですが、埼玉県では様々な事業を実施していますので、連携して進めていきたいと思えます。</p>
議長	<p>市職員の管理職に占める女性の割合を20%にすることが目標とのことですが、飯能市役所の職員の男女比を教えてくださいませんか。</p>
事務局	<p>保育士が100人ほどおり、その90%が女性です。市職員全体で女性の占める割合は4割程度になります。本庁舎1階は女性職員が多く、2階の建設部門は男性が多いというように、業務内容による男女比の偏りはあります。</p>
議長	<p>他に御意見等はございませんか。 それでは、議事（2）第5次飯能市男女共同参画プラン 平成30年度事業計画について、以上でよろしいでしょうか。</p> <p><異議なし></p>
議長	<p>それでは、議事について全て終了しましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
課長	<p>小平会長、ありがとうございました。 続きまして、次第5、その他になります。事務局から御連絡をさせていただきます。</p>
事務局	<p>一点目ですが、飯能市人権教育推進協議会より飯能市男女共同参画審議会代表として、「飯能市人権教育推進協議会委員」の推薦の依頼がございました。任期は、平成31年3月までとなっております。平成29年度は、渡辺委員に務めていただいておりますが、委員の交代により、この会議の代表として1名改めて御選出いただきたいとの内容となっております。委員の皆様、選出についていかがでしょうか。</p>
会長	<p>よろしければ、お引き受けいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。小平会長がお引き受けいただけるとのことですが、いかがでしょうか。</p>

